

ねり魅 de デザインの利用案内

(1) 利用の申込

- ・事前相談後、画像データの商業用途利用を希望される場合は、「練馬区立美術館および練馬区立石神井公園ふるさと文化館所蔵資料の画像データ利用申込書」(以下、利用申込書という)に、利用者、利用作品・資料名、利用目的、利用期間等を記入して、画像データを所蔵する施設に提出してください。
- ・利用申込書に企画書や製作物のイメージ等の関係書類を添付してください。
- ・申込書を受理後、10日程度で許諾の有無をご連絡いたします。

(2) 利用の期間

- ・画像データの商業用途での利用期間は、利用承認を受けた日から2年間とします。
- ・再制作などにより、継続利用される場合には、再申請が必要です。
- ・制作物の在庫が利用期間満了後も残る場合は、在庫がなくなるまでの期間とします。その際は、お申し出ください。ただし、その利用期間は、最長で3年を限度とします。

(3) 利用の制限

- ・法令および公序良俗に反する目的には利用できません。また、作品・資料のイメージを損なう利用はできません。
- ・特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるものへの利用はできません。
- ・利用許諾は、自己の商標及び意匠とするなど、独占して作品・資料の画像等を利用する権利を付与するものではありません。
- ・区の行政運営に関する一般方針に反する内容での利用はできません。

(4) 利用許諾の範囲

- ・画像データ等の利用許諾は、原則として国内における非独占的な利用権とします。
- ・利用申込書に記載された利用目的、利用内容、利用期間等以外には利用できません。
- ・画像データ等の利用者または制作物について、区はその推奨を行うものではありません。

(5) 作品の部分利用・トリミング、クレジットの表記

- ・作品・資料の部分利用やトリミングなどオリジナルデザインの形状及び色を変更する場合には、利用態様を事前に当該資料の所蔵施設にご相談ください。利用態様を確認の上で許諾することとします。
- ・制作物には、原則として「作品名」・「作家名」および「練馬区立美術館所蔵」または「練馬区立石神井公園ふるさと文化館所蔵」、「複製不許可」の文言を表記することとします。ただし、表記の省略を希望する場合には、施設の指示に従ってください。

(6) 画像の説明表示等

- ・キャプションや画像の説明を記載する場合には、十分に作品・資料リスト等で内容を確認の上、記載してください。万一、キャプションや画像の説明等に係る問題が生じた

場合には、利用者の責任において解決してください。

(7) 実費負担

- ・画像データの商業用途での利用に係る費用は、無料とします。
- ・解像度が高い画像データ等がない場合など、新たに画像データを作成する場合には、その実費を負担していただきます。

(8) 関連法規の遵守

- ・利用にあたっては、法令および著作権法等関係法規を遵守してください。

(9) 承認の取消し

- ・画像データの商業用途での利用が、承認内容に違反していると認められる場合は、利用の承認を取り消すことがあります。
- ・利用の承認を取り消したときに、区は、その損失の補償の責めを負いません。
- ・利用の承認を取り消した場合に、区に損害が生じたときには、区は生じた損害を利用者に請求することがあります。

(10) 責任の制限

- ・区は、画像データの商業用途での利用によって、第三者との間に紛争が生じ、損害の賠償または損失の補償等を求められた場合であっても、損害の賠償または損失の補償等について、一切の責任を負わないものとします。

(11) 事故、苦情等の処理

- ・画像データの商業用途での利用に関し、事故、苦情等が生じたときは、利用者の責務において必要な措置を講じてください。

(12) 制作物の提出

- ・制作物の完成後速やかに、実物または写真等その利用実態がわかるものを2部提出してください。

(13) 利用報告等

- ・利用期間満了後速やかに利用実績の報告をお願いします。
- ・画像データの利用に伴う区からの照会に可能な限り対応をお願いします。

(14) 利用媒体の返却・廃棄

- ・保管する画像データ等については、適正に保管管理をお願いいたします。
- ・利用後は、速やかにご返却いただくか消去、または廃棄してください。

(15) 情報公開

- ・区は、制度の周知および利用促進を図る観点から、HP掲載などにより利用許諾情報等を公開する場合があります。